

養育医療徴収基準額表

世帯の階層区分		基準月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400円	540円
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	790円
D2		15,001円から21,000円	1,080円
D3		21,001円から51,000円	1,620円
D4		51,001円から87,000円	2,240円
D5		87,001円から171,300円	3,480円
D6		171,301円から252,100円	4,940円
D7		252,101円から342,100円	6,500円
D8		342,101円から450,100円	8,240円
D9		450,101円から579,000円	10,200円
D10		579,001円から700,900円	12,340円
D11		700,901円から849,000円	14,700円
D12		849,001円から1,041,000円	17,250円
D13		1,041,000円から1,222,500円	19,990円
D14		1,222,501円から1,423,500円	22,940円
D15		1,423,501円以上	全額

備考（抜粋）

4 徴収月額の決定の特例

- (1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 入院期間が、1ヶ月未満のものについては、基準月額又は加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15階層を除く）